

事業活動で 出たごみ について

会社やお店、工事現場（工事事務所、宿舍を含む）等から排出されるごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、いずれも地域のごみステーションには搬出できません。また、工事現場に限らず事業所から排出された清涼飲料水等の缶やペットボトル等についても「事業系一般廃棄物」となることから、同じく地域のごみステーションに搬出できません。

処理については、事業系一般廃棄物は町で許可している「一般廃棄物収集運搬許可業者」に、産業廃棄物については「産業廃棄物収集運搬許可業者」に、それぞれ事業者より処理を依頼してください。

なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「余市町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で「事業者」に次のような責務があると定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。
- 再生利用等を行うことにより減量化に努めるとともに、製造、加工、販売等で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする。
- 国や道、町の施策に協力する。

事業活動で排出されるごみは、事業者において適正に処理していただくことが定められていますので、必ずルールを守り排出されるようお願いします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

避難準備情報 等の名称に ご注意！！

避難準備情報等の意味する内容を明確にするために、平成28年12月に「避難準備情報」は「**避難準備・高齢者等避難開始**」に、「避難指示」は「**避難指示（緊急）**」に名称変更されています。

今後、災害の発生する危険が高まったときには、変更後の名称で町民の皆さんへ緊急速報メールや広報車などによりお伝えします。また、テレビのニュースなどのマスコミ報道においても同様の名称が使用されています。

避難情報の違いに注意し、避難の呼びかけを受けたときは速やかに命を守る行動をとりましょう。

避難準備・高齢者等避難開始

- ・被害の発生する可能性が高まった状況です。
- ・高齢の方など、避難に時間のかかる人は避難を始めましょう。
- ・その他の人は避難の準備を始めましょう。

避難勧告

- ・被害の発生する可能性が明らかに高い状況です。
- ・対象地域のすべての住民は、速やかに避難しましょう。

避難指示（緊急）

- ・被害の発生する危険性が非常に高いか、被害が発生した状況です。
- ・まだ避難していない人は、ただちに避難してください。
- ・間に合わない場合は、屋内で安全を確保してください。

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142

余市町の空間放射線量率の状況

測定日：4月19日～5月23日
最高値：42 nGy/h
最低値：37 nGy/h
平均値：38 nGy/h

※平常時は10～60 nGy/h程度で測定されます。

空間放射線量率は「**平常レベル**」でした

問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142

ご存じですか？

町ホームページでは表紙がカラーとなっている「広報よいち」をご覧ください。

こちらのQRコードをお読み取りください

